

鹿沼市国民保護計画（素案）の概要について

国民保護措置に係る市の責務

武力攻撃や大規模なテロなどから住民の生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携協力し、避難・救援及び武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権の尊重、権利利益の救済、情報提供、国民の自発的な協力、指定地方公共機関の自主性の尊重、災害時要援護者への配慮などに留意する。

本編

第1編 総論（本編P1～P11、資料1・2）

市の責務、国民保護措置に関する基本方針、関係機関の事務又は業務の大綱、対象とする武力攻撃の類型について定める。

第2編 平素からの備えや予防

1 組織・体制の整備（本編P12～P23、資料3・4・5）

市の各部局における組織と職員の参集体制、関係機関との連携体制、情報収集及び提供体制の整備、訓練のあり方について必要な事項を定める。

2 避難・救援及び武力攻撃災害に関する平素からの備え（本編P24～P26、資料6）

避難・救援及び武力攻撃災害への対処を的確かつ迅速に行うために平素から必要となる関係機関との調整に関する事項を定める。

3 物資及び資材の備蓄、整備（本編P26～P27）

国民保護の実施に必要な物資及び資材について定める。

4 国民保護に関する啓発（本編P28）

国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

1 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置（本編P28～P31）

市としての的確かつ迅速な初動措置を行うため「緊急事態連絡室」の設置に関する事項を定める。

2 市対策本部の設置（本編P32～P36、資料3・7・8）

市対策本部の設置する手順や、市対策本部の組織や応急体制の事務分掌、本部長の権限、現地での関係機関の活動を円滑に調整するための「現地調整所」の設置等について定める。

3 関係機関相互の連携（本編P37～P40）

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係機関と相互に密接に連携することとし、その連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

4 警報及び避難住民の誘導等（本編P41～P51、資料6）

知事から警報の通知や避難指示の通知を受けた場合には、直ちに関係機関に通知すること、併せて、避難の指示の内容に応じた「避難実施要領」を作成し、避難住民の誘導を行う内容等について定める。

5 救援（本編P52～P53、資料9）

避難先地域において行う避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために行う内容等について定める。

6 安否情報の収集・提供（本編P54～P56、資料4）

安否情報の収集・整理に関する基本的事項や情報提供の際における個人情報としての取扱い等の注意事項について定める。

7 武力攻撃災害への対処（本編P57～P66）

武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設や危険物質取扱者などへの対処、NBC攻撃による災害への対処、警戒区域の設定など、武力攻撃災害への対処に関する事項を定める。

8 被災情報の収集及び報告（本編P67）

被災情報の収集、知事への報告等について定める。

9 その他の措置（本編P68～P72）

保健衛生の確保や廃棄物の処理、国民生活の安定に関する措置、特殊標章に関する事項について定める。

第4編 復旧（本編P73～P75）

武力攻撃により被害を受けた市の管理する施設の、応急の復旧に関する基本的事項について定める。

第5編 緊急対処事態への対処（本編P76）

大規模テロ等の緊急対処事態については、第1編から第4編までの定めに基づいて実施することを定める。

資料編

関係する市条例、国民保護関係機関一覧、市対策本部の班体制とその事務分掌、国民保護措置に関する国の省令や基準、県の要領などを掲載する。